

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 北上川上流の減災に係る取組方針



平成19年9月17日洪水 金ヶ崎町三ヶ尻地区における水防活動

平成28年8月29日

北上川上流洪水減災対策協議会

盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、八幡平市、奥州市、滝沢市、
雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、
気象庁盛岡地方气象台、岩手県、国土交通省東北地方整備局

1. はじめに

北上川水系では、狐禅寺地点の最高水位で戦後第3位を記録した平成14年7月洪水、明治橋上流で戦後最大の流域平均2日雨量を記録した平成19年9月洪水、御所ダムで既往最大の流入量を記録した平成25年8月洪水及び四十四田ダムで既往最大の流入量を記録した平成25年9月洪水など、近年でも大きな洪水が度々発生しています。

現在、洪水時にはダム群による洪水調節や、地元水防団などの懸命な水防活動や排水ポンプ車による排水作業などにより洪水被害の軽減に努めています。しかし、洪水による浸水被害が減少した地区では、時間の経過とともに、沿川住民の水害に対する防災意識が希薄化する傾向にあるため、防災意識の向上が課題となっています。

近年頻発している短時間の集中豪雨や局所的な豪雨による水位上昇速度の変化等、施設能力以上の洪水に対しては、施設整備によるハード対策や行政だけの対応では限界があります。そのため、洪水の被害をできるだけ軽減するためには、防災情報の提供や防災意識の啓発活動等のソフト対策が重要であり、県や市町等の防災機関との連携による危機管理対策、地域住民の危機管理意識向上の取り組みなどが必要です。

このようなことから、北上川上流域の8市7町（盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町）と気象庁盛岡地方気象台、岩手県、国土交通省東北地方整備局は「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成28年5月17日に「北上川上流洪水減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を設立しました。

本協議会では、北上川上流の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図り、以下の課題を抽出しました。

- 安全な避難行動のあり方
- 地域防災力のあり方
- 人命と財産を守る水防活動及び排水活動のあり方

この課題に対し本協議会においては、舟運文化により沿川に形成された市街地の水害リスクが高い北上川上流において、家屋浸水した平成14年7月、平成19年9月洪水や平成25年の局所的大雨による洪水等、これまでの教訓を踏まえ、発生しうる大規模水害に対し「避難する・防災力を育てる・地域を守る」ことにより「被害の最小化」を目指すことを目標とし、平成32年度までに、河川管理者である国、県や水防活動、避難勧告の発令等を担う市町が一体となって行う減災の取組方針をとりまとめました。

■ハード対策としては、

- ・洪水氾濫を未然に防ぐ対策としての堤防整備や河道掘削、危機管理型ハード対策を推進
- ・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備の強化（簡易水位計・CCTV等増設、XRAINの活用等）

など

■ソフト対策としては、

- ・住民自らが避難行動するために必要な情報提供の充実
- ・PDCAサイクルを取り入れた自助・共助・公助の連携
- ・自主防災組織や地域住民を対象とした、水害リスクや防災に関する知識の普及
- ・教育関係者と連携した防災に関する知識習得の強化
- ・水防体制の確保、強化を図る継続的な取組と新たな手法の導入

など

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととします。

なお、本取組方針は、本協議会規約第4条に基づき作成したものです。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりです。

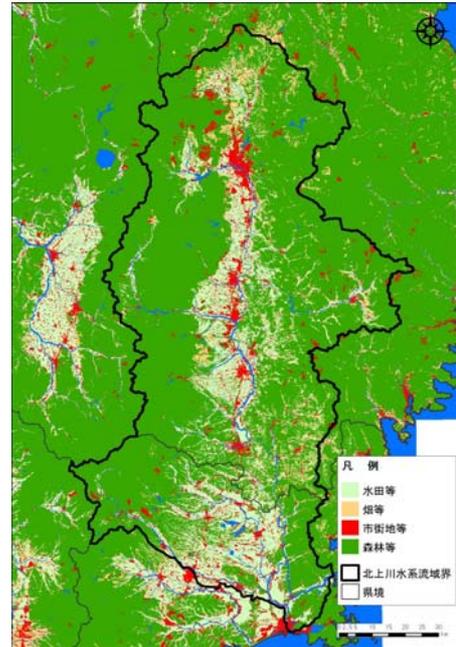
構成機関	構成員
盛岡市	市長
花巻市	市長
北上市	市長
遠野市	市長
一関市	市長
八幡平市	市長
奥州市	市長
滝沢市	市長
雫石町	町長
岩手町	町長
紫波町	町長
矢巾町	町長
西和賀町	町長
金ヶ崎町	町長
平泉町	町長
気象庁 盛岡地方気象台	盛岡地方気象台長
岩手県	総務部長
岩手県	県土整備部長
国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所	所長
国土交通省東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所	所長

3. 北上川上流の概要と主な課題

■北上川上流の概要

北上川は、東北第一位の幹線流路延長及び流域面積をもつ一級河川であり、昔から舟運による交通路として利用されてきました。平安時代には奥州藤原氏が平泉に築き上げた黄金都市の流通の大動脈として、また、藩政時代には内陸で産出される米や漆などの産物を河口の石巻を経由し、江戸や京へと運ぶための輸送路としての役割を果たしてきました。

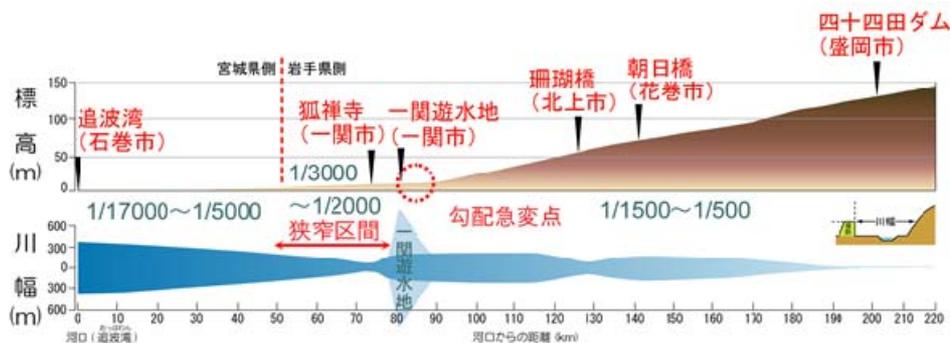
そのような歴史的背景により、北上川沿川に市街地が発達し、近代以降の東北縦貫自動車道や東北新幹線、国道4号等の基幹交通ネットワークの形成により、都市機能が著しく進展しました。



北上川流域の土地利用区分図
(出典：国土数値情報（平成21年）、国土地理院)

一方、北上川は、岩手・宮城の県境が川幅の狭い狭窄部となっており、かつ一関周辺で急に勾配が緩くなることから、上流から流れ込む大量の水が下流に流れにくくなるため、狭窄部上流に位置する一関・平泉地区は古くから洪水常襲地帯となっています。

洪水の氾濫形態も狭窄部の上流と下流で異なり、北上川の上流部（岩手県側）は氾濫流と河道内の流れが一体的に流れる流下型の氾濫と狭窄部の上流に水が貯まってしまう貯留型の氾濫特性を有することから、その地形特性により幾度となく洪水氾濫に見舞われ、沿川地域に甚大な被害をもたらしてきました。



北上川の河床勾配と川幅

こうした中、明治 43 年 9 月の大洪水や昭和 22 年 9 月のカスリン台風、昭和 23 年 9 月のアイオン台風による未曾有の被害を受け、岩手県側では五つのダム建設（石淵ダム、田瀬ダム、湯田ダム、四十四田ダム、御所ダム）に続き、一関遊水地の建設、堤防整備等を進めてきました。また、戦後間もない頃に建設された石淵ダムの機能を增强するため胆沢ダムを建設し、その役目を引き継ぎました。



昭和22年9月（カスリン台風）による浸水被害状況（一関市中心部）

明治・昭和の主な洪水における岩手県内の被害状況

	流域平均雨量		人的被害 死者・ 行方不明者 (人)	住家被害		
	明治橋 上流 2日 (mm)	狐禅寺 上流 2日 (mm)		流出 (棟)	全半壊 (棟)	床上床下浸水 (棟)
明治43年9月	257	164	5	102	98	7,912
昭和22年9月	168	187	212	1,900	5,286	37,868
昭和23年9月	108	161	709	1,319	2,424	28,972

御所ダム



四十四田ダム



湯田ダム



田瀬ダム



石淵ダム



胆沢ダム



一関遊水地



北上川上流における直轄ダムおよび一関遊水地

洪水時には、地元水防団などによる懸命な水防活動や排水ポンプ車による排水作業、ダム群による洪水調節などにより洪水被害の軽減に努めています。しかし、近年においても、平成14年7月洪水や平成19年9月洪水、平成25年8月洪水では、多数の家屋浸水被害が発生しています。洪水対策として、家屋浸水を防止する堤防整備等の治水対策を推進しています。



平成14年7月洪水による一関遊水地の状況



漏水発生箇所の水防活動状況
(平成19年9月洪水・奥州市姉体地区)



排水ポンプ車による排水活動状況
(平成19年9月洪水・平泉町倉町地区)

近年の洪水における北上川流域の被害状況

	流域平均雨量			人的被害			住家被害				
	明治橋 上流 6時間 (mm)	明治橋 上流 2日 (mm)	狐禅寺 上流 2日 (mm)	死者 (人)	重傷者 (人)	軽傷者 (人)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部破損 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)
平成14年7月	71	150	160	0	3	3	6	7	55	667	1,427
平成19年9月	75	208	173	2	0	0	0	0	4	95	433
平成25年8月	82	95	63	2	3	7	7	101	1	125	1,067



北上川中流部緊急治水対策事業の輪中堤整備状況
(紫波町甘木地区)



北上川狭隘地区治水対策事業の輪中堤整備状況
(一関市小日形地区)

■主な課題

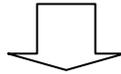
近年の洪水や気候変動の影響により今後発生しうる大規模災害に対して、以下の課題が挙げられます。

《近年の洪水における避難率》

●避難率が低い

平成19年9月洪水の場合

避難率15%（※岩手県総務部総合防災室資料を基に算出）

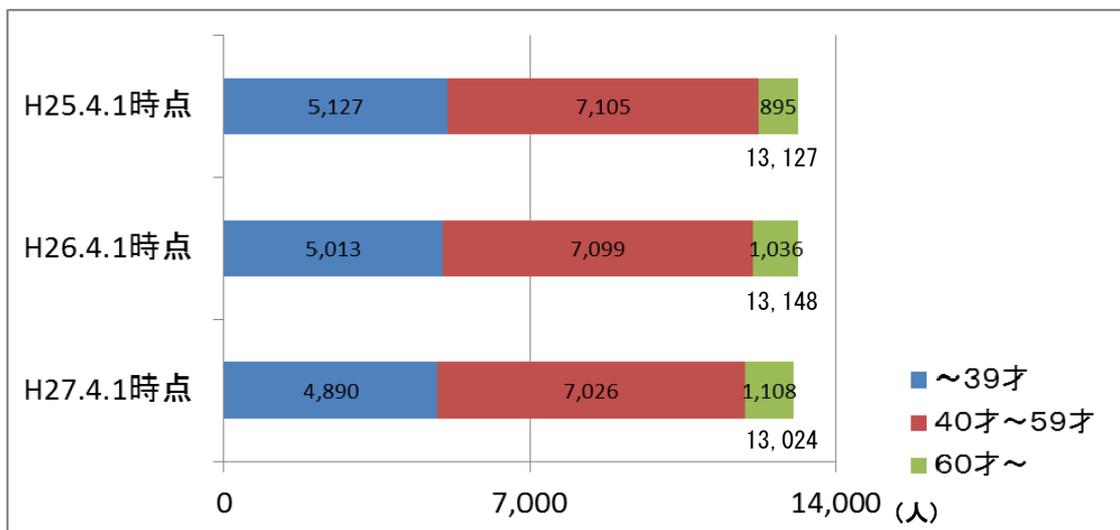


○避難行動が行われず、浸水による孤立や救助を必要とする住民が多数発生する。

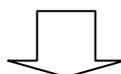
○特に近年大きな被害が無い地域においては、住民の水害に対する防災意識が低下しており、的確な避難行動が困難になる。

《水防団員の状況》

●北上川流域市町における水防団員の年齢構成



（※岩手県県土整備部河川課資料を基に算出）



○水防団員の減少や今後の高齢化等による水防体制の確保や安全対策が懸念される。

4. 現状の取組状況及び課題

北上川上流における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題を抽出した結果、以下のとおりです。（別紙-1 参照。）

【ハード対策】

□現状

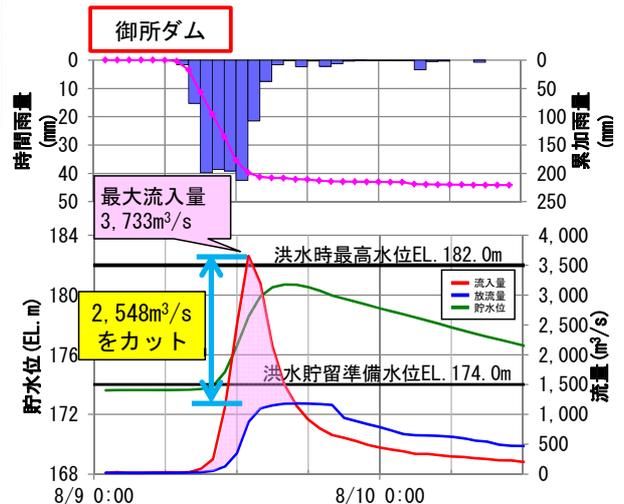
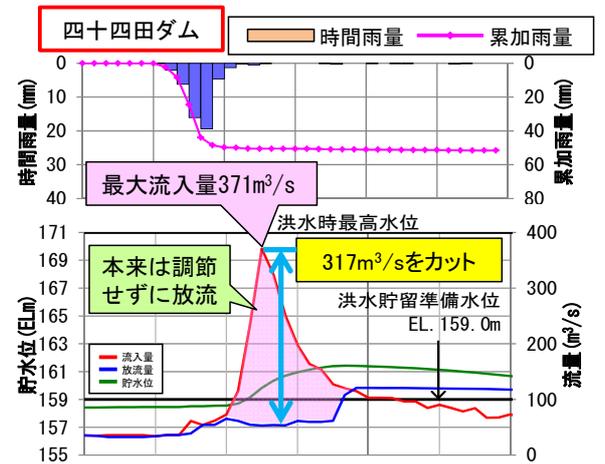
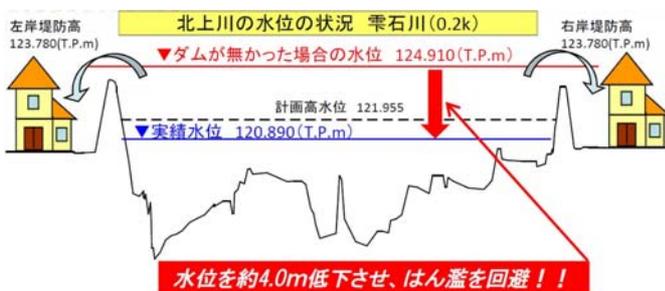
- ・ 洪水対策として、堤防等の整備を実施している。
- ・ 堤防、ダム及びその他の河川管理施設が本来の機能を発揮できるような良好な状態を持続させるため、各施設の点検や河道内の樹木伐採、除草等、適切な維持管理を実施している。
- ・ 既設ダムの機能を有効活用し、洪水時の連携操作や防災操作を実施している。



樋管のゲート点検状況



樹木伐採・除草の状況



平成25年8月洪水の連携操作状況
(四十四田ダム・御所ダム)

■課題

- ・ 近年頻発している短時間の集中豪雨や局所的な豪雨の影響により、施設能力を上回る大規模水害が発生することが懸念される。

課題1

【ソフト対策】

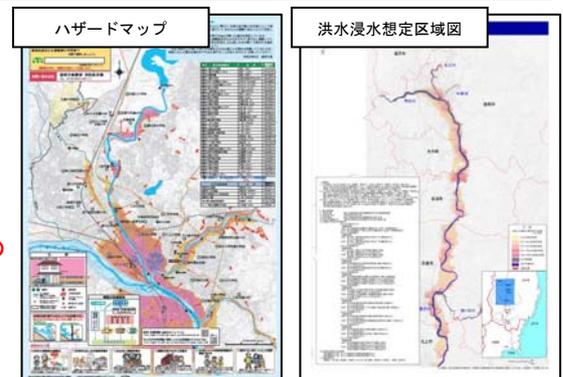
① 安全な避難行動の現状と課題

□現状

- ・ 避難所等を記載した、ハザードマップ等の全戸配布やHPへの掲載により周知するとともに、説明会を実施している。
 - ・ 水防法改正により、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を公表している。(国管理区間公表:平成 28 年 6 月 30 日)
-
- ・ 防災情報を住民に周知するため、WEBやデジタル放送等による河川水位・ライブ映像等の情報発信、災害情報や緊急速報のメール配信、報道機関への情報提供を実施している。
 - ・ 避難勧告等について、防災行政無線や広報車による放送に加え、ダム放流警報施設を活用した周知を実施している。
 - ・ 住民の避難行動の参考となる洪水予報の発表を、気象庁盛岡地方气象台と国土交通省岩手河川国道事務所が共同で実施している。



ハザードマップや
洪水浸水想定区域図の
閲覧が可能



ハザードマップポータルサイトによる情報提供



デジタル放送での河川情報の配信



ダム放流警報施設による情報提供 (写真は訓練状況)

■課題

- ・ ハザードマップ等の説明会の参加者が一部の住民に限られるなど、水害リスクに関する情報について、情報伝達が十分にできていない、また、十分に浸透していないおそれがある。
 - ・ 自ら積極的に予め防災情報が入手できる方法を周知する必要がある。
- 課題2
-
- ・ 水位や雨量などの情報の取得方法が十分に浸透していないおそれがある。
 - ・ 特に夜間時や大雨時は防災行政無線や広報車の放送が届きにくい、避難に関する情報が住民に十分に伝達できていないおそれがある。
- 課題3

②地域防災力の維持・継続・強化に関する現状と課題

□現状

- ・ 水防災に関心の高い自主防災組織等においては、水防災に関する説明会や研修会、水防訓練を実施している。
- ・ 一部の小中学校において、ハザードマップ等の教材としての提供や、水防災に関する総合学習を実施している。



自主防災組織等における説明会、研修会の実施状況



学校における総合学習の実施状況

■課題

- ・ 近年大きな被害が無い地域において、住民の水害に対する防災意識が低下しているおそれがある。
 - ・ 特に若い世代において、水害に対する防災意識が低下しているおそれがある。
 - ・ 水害に対する防災意識の低下に伴い、水害時の自助、共助、公助の連携に懸念がある。
- 課題4
- ・ 水害から命を守るためには幼少期からの防災教育が重要であるが、十分に実施できていない。
- 課題5

③ 人命と財産を守る水防活動及び排水活動の現状と課題

□現状	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年出水期前に、国、県、市町、水防団等が合同で、重要水防箇所や洪水に対しリスクの高い区間の巡視を実施している。 ・ 水防技術の習得、向上を図るため、水防訓練、工法指導を実施している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防倉庫等に保管している水防資機材の確認を実施している。 ・ 洪水時には、各水防団の受持区間毎に、巡視、水防活動を実施している。 ・ 防災機関の出動の指針となる水防警報の発表を、国土交通省岩手河川国道事務所および岩手県が実施している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水時の樋管及び排水機場等の操作は、操作規則を定めて操作を実施している。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水時には国土交通省が保有する排水ポンプ車が出動し、内水排除作業を実施している。 	



関係機関による重要水防箇所合同巡視



水防活動時における防災エキスパートによる工法指導



水防倉庫内の水防資機材の確認状況



排水訓練

■課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防団員の減少や高齢化等により、地域の水害リスクの情報の共有や水防技術が伝承されないおそれがある。 	課題6
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防活動の実績が無い場合、水防資機材の更新漏れや不足が生じてしまうおそれがある。 ・ 大規模水害時には、水防資機材が不足するおそれがある。 ・ 特に夜間時の水防団員の安全の確保に懸念がある。 	課題7
<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水機場、水門・樋管等の迅速・確実な操作に懸念がある。 ・ 排水施設等に関する情報が関係者間で共有されていない。 ・ 大規模水害時には、防災拠点施設や排水施設等が浸水し、機能が低下、停止する懸念がある。 	課題8
<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水時には、災害対策機械の稼動が不可欠である。 	課題9

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動を実施するため、各構成機関が連携して平成32年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりです。

【5年間で達成すべき目標】

舟運文化により沿川に形成された市街地の水害リスクが高い北上川上流において、家屋浸水した平成14年7月、平成19年9月洪水や、平成25年の局所的大雨による洪水等、これまでの教訓を踏まえ、発生しうる大規模水害※に対し「避難する・防災力を育てる・地域を守る」ことで、氾濫被害の最小化を目指す。

- 避難する……………流域住民が主体的に水害リスクを把握し、人命を守ること。
- 防災力を育てる…地域防災力を維持・継続・強化すること。
- 地域を守る……………水防団が実施する水防活動や河川管理者が実施する排水活動等に加え、流域住民も参画し、地域の人命と財産を守ること。

※ 大規模水害……………想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

【目標達成に向けた3本柱の取組】

北上川上流において、被害の最小化を目的として、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を河川内で安全に流す対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施します。

- ①安全な避難行動のための取組
- ②地域防災力を維持・継続・強化するための取組
- ③人命と財産を守る水防活動及び排水活動の取組

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は次のとおりです。（別紙－2参照。）

1) ハード対策の主な取組

平成27年12月に発表した「水防災意識社会再構築ビジョンにおける今後概ね5年間で実施する主な河川整備」を踏まえ、「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」や「危機管理型ハード対策」などを着実に進めます。

■洪水氾濫を未然に防ぐ対策

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
<北上川> ・堤防整備 ・河道掘削 ・堤防の浸透・パイピング対策 ・侵食・洗掘対策	課題1	H28年度から H32年度	東北地整

■危機管理型ハード対策

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
<北上川> ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	課題1	H28年度から H32年度	東北地整
<雫石川> ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	課題1	H28年度から H32年度	東北地整
<和賀川> ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	課題1	H28年度から H32年度	東北地整

■河川管理施設の治水機能を正常に保ち、有効に活用する取組

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
<北上川水系> ・河川、ダムの適切な維持管理 ・ダムの効果的な操作	課題1	継続実施	岩手県 東北地整

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

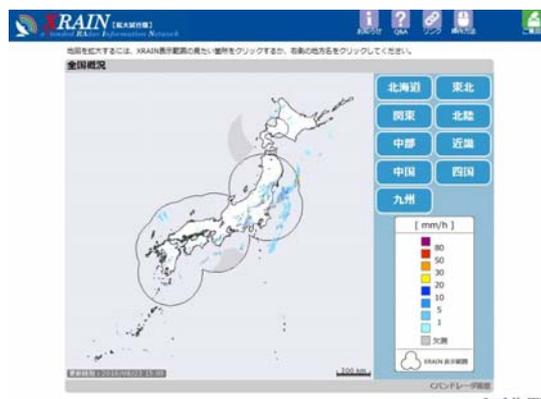
主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備の強化（簡易水位計・CCTV等増設、XRAINの活用等）	課題3	継続実施	岩手県 東北地整
・住民への情報伝達体制の充実（防災行政無線戸別受信機、防災ラジオの配布等）	課題3	継続実施	市町
・水防活動を支援するための水防資機材等の配備・強化	課題7	継続実施	市町
・浸水域における防災拠点施設や排水機場等の耐水性の確保・耐水化	課題8	継続実施	市町 岩手県 東北地整



水害リスクが高い箇所でリアルタイムに水位を把握する簡易水位計



洪水時の状況を把握するCCTVカメラ



XRAIN

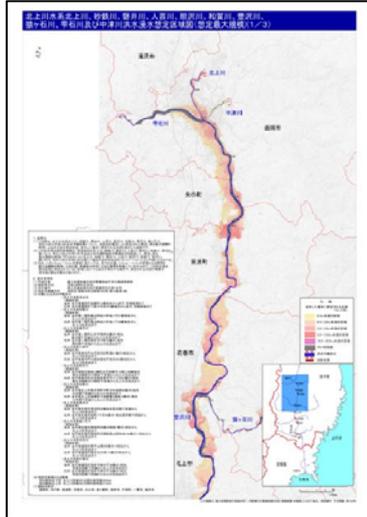
2) ソフト対策の主な取組

各構成機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりです。

① 安全な避難行動のための取組

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
○ 水害リスクに関する情報提供等の充実			
・ 想定最大規模降雨による水害リスクの公表（浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域）	課題2	H28年度から 順次実施	岩手県 東北地整
・ 想定最大規模降雨による水害リスクや避難に関する情報の住民周知（ハザードマップの作成、防災情報入手のサポート等）	課題2	H28年度から 順次実施	市町
・ 洪水痕跡の保全や市街地での洪水に関する各種情報の表示	課題2	継続実施	市町
・ 水位周知河川の追加指定	課題2	H28年度から 順次実施	岩手県
○ 住民自らが避難行動するために必要な情報提供の充実			
・ プッシュ型の洪水に関する各種情報発信（洪水予報、水位情報、避難情報等）	課題3	H29年度から 順次実施	市町 岩手県 東北地整
・ 近年の局地化・集中化・激甚化する雨の降り方に対応した防災気象情報の提供	課題3	H29年度から 実施	盛岡地方气象台

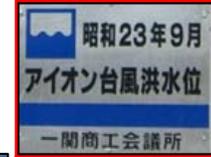
○水害リスクに関する情報提供等の充実



洪水浸水想定区域図の公表



市街地での洪水痕跡に関する情報表示の例



○住民自らが避難行動するために必要な情報提供の充実



洪水予報等の情報を
プッシュ型で配信

自分のいる場所の近傍の情報

ライブカメラ

自分のいる場所

詳細な雨量情報

河川水位



自分のいる場所の近傍の情報は
川の防災情報等により確認

プッシュ型の洪水予報（イメージ）

平成 x x 年 x 月 x 日 11 時 x x 分 x x 気象台発表

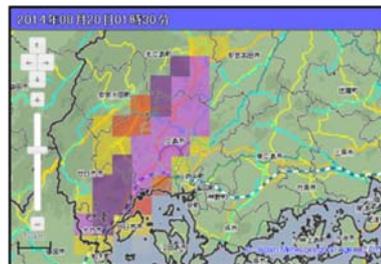
x x 市 【発表】大雨（土砂災害、浸水害）、洪水警報
高潮注意報
【継続】暴風、波浪警報 雷注意報

	今日					明日			
	9時	12時	15時	18時	21時	00時	03時	06時	09時
雨量 (mm)	10	30	50	80	50	30	10	0	0
大雨 (浸水害)									
大雨 (土砂災害)									
洪水									
風 陸上 (m/s)	15	20	20	25	20	20	15	12	12
風 海上 (m/s)	20	25	25	30	25	25	20	15	15
波浪 (m)	4	6	6	8	6	6	4	4	3
高潮 (m)	0.6	0.6	1.3	1.8	1.8	0.6	0.6	0.6	0.6

↑ 今後予測される雨量等や危険度の水位を
時系列で提供。また、危険度を色分け。

日付	明日	明後日	(金)	(土)	(日)
警報級の 可能性	雨 風	— 中	高 高	高 高	— 中

↑ 台風等対応のタイムライン支援の観点から、
数日先までの警報級の現象になる可能性を提供。



↑ 道路や河川、鉄道などの地理情報と
重ね合わせてメッシュ情報を提供。

近年の雨の降り方に対応した防災気象情報の提供

② 地域防災力を維持・継続・強化するための取組

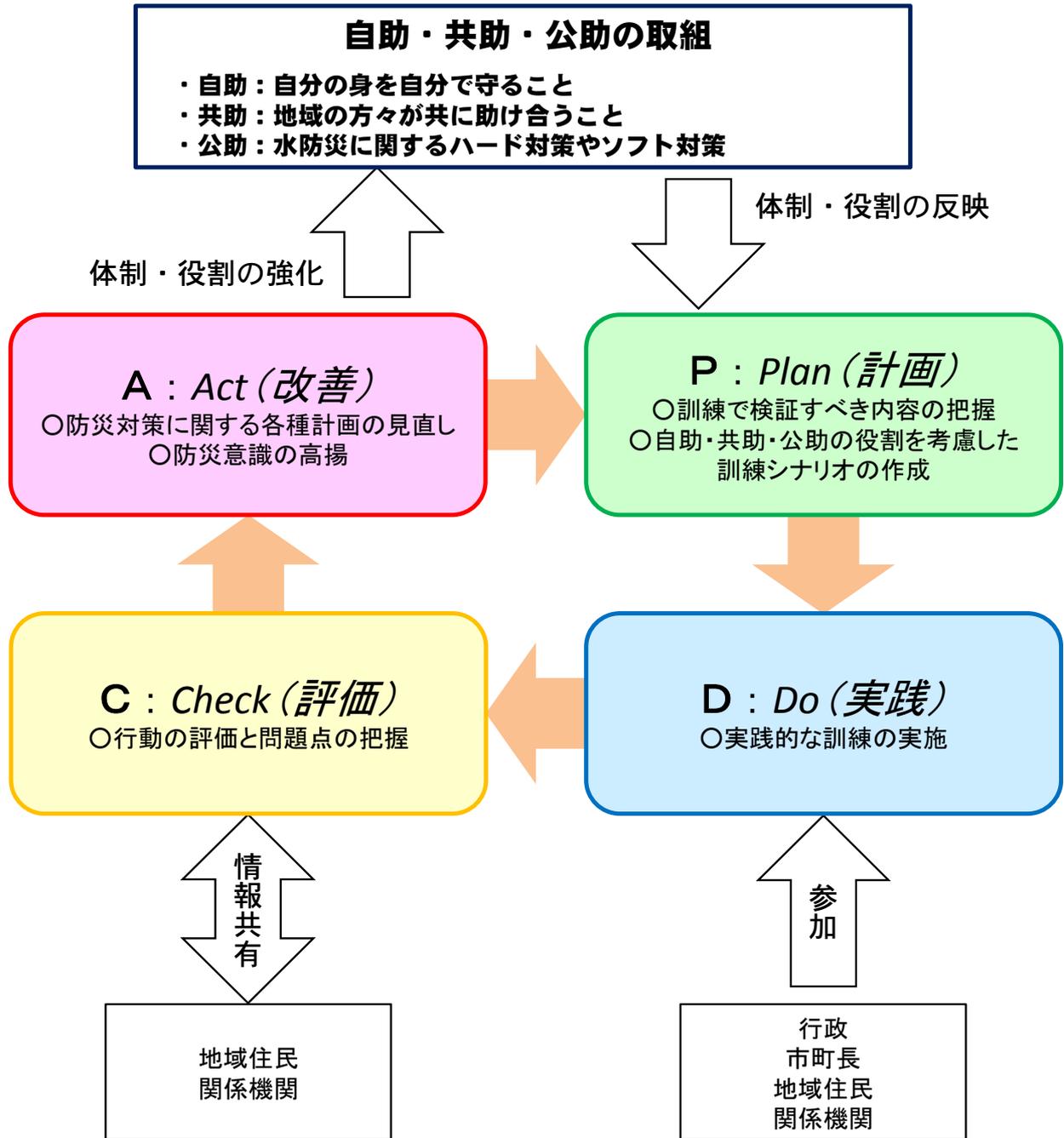
主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
○PDCAサイクルを取り入れた自助・共助・公助の連携			
・実行力のあるタイムラインへの改善や防災対策の見直し	課題4	H28年度から 順次実施	市町 岩手県 盛岡地方気象台 東北地整
・避難勧告に着目した住民参加の実践的な訓練の実施	課題4	継続実施	市町 岩手県 盛岡地方気象台 東北地整
・要配慮者利用施設等の避難計画の作成及び訓練の実施・促進	課題4	継続実施	市町
・隣接市町村間の情報共有・連携	課題4	H28年度から 順次実施	市町
○正しい知識の周知・定着			
・自主防災組織や地域住民を対象とした、水害リスクや防災に関する知識の普及（説明会、出前講座の実施等）	課題4	継続実施	市町 岩手県 盛岡地方気象台 東北地整
・教育関係者と連携した防災に関する知識習得の強化（防災・河川環境教育の実施等）	課題5	継続実施	市町 岩手県 盛岡地方気象台 東北地整



防災・河川環境教育を取り入れた学校授業の実施

OPDCAサイクルを取り入れた自助・共助・公助の連携

防災・減災に向けた、サイクル型の実働訓練
～実践・評価・改善～



取組イメージ

- 適切な「避難行動」のための仕組みづくり
 - ✓ 住民の意識啓発や積極的な関わりを推進する
 - ✓ 自助・共助・公助の役割をしっかり確認する

③ 人命と財産を守る水防活動及び排水活動の取組

主な取組項目	課題対応	目標時期	取組機関
・水防団や地域住民への、洪水に対するリスクが高い箇所の確実な伝達（重要水防箇所合同巡視、共同点検）	課題 6	継続実施	市町 岩手県 盛岡地方气象台 東北地整
・水防体制の確保、強化を図る継続的な取組と新たな手法の導入（水防団等の募集・指定の促進、地域の事業者による水防実施体制の検討・構築等）	課題 6	継続実施	市町
・よりの確な水防活動に資するための情報の積極的な提供（水防団等及び水防団等同士の間連絡体制の再確認、排水機場・樋門・水門等の情報共有等）	課題 6 課題 8	継続実施	市町 岩手県 東北地整
・関係機関が連携した一体的な実働訓練の実施（水防訓練、操作訓練、排水訓練）	課題 6 課題 8	継続実施	市町 岩手県 盛岡地方气象台 東北地整
・関係機関が有する水防資機材の情報共有	課題 7	H28年度から 順次実施	市町 岩手県 東北地整
・災害対策機械を活用した地域支援の実施	課題 9	継続実施	東北地整



洪水ハザードマップを利用した
洪水に対しリスクが高い箇所の共同点検



照明車による夜間作業の支援

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全国の取組内容や技術開発の動向等も踏まえ、取組方針を見直すこととする。

また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

①安全な避難行動のための取組

項目	東北地整	気象台	岩手県	盛岡市	花巻市	北上市	遠野市	一関市	八幡平市	奥州市	滝沢市	雫石町	岩手町	紫波町	矢巾町	西和賀町	金ケ崎町	平泉町	課題
避難場所・避難経路	・洪水浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援を行っている。	-	・洪水浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援を行っている。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布し、市のホームページに掲載している。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布し、市のホームページに掲載している。 ・避難経路、避難場所は予め各自がハザードマップに記入することとしている。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布し、市のホームページに掲載している。 ・地区交流センターごとに地域住民に対してハザードマップについての説明会を開催している。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布し、市のホームページに掲載している。 ・各行政区用の防災マップを配布し、要配慮者の把握及び災害別の避難経路や集合、避難場所を表示したマップの作成や活用方法等を研修や訓練の場で指導している。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布し、市のホームページに掲載している。	・現在ハザードマップの作成を進めている。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布し、市のホームページに掲載している。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布し、市のホームページに掲載している。	・総合防災マップを全世帯に配布するとともに、町のホームページに掲載している。	・防災マップを全世帯に配布し、町のホームページに掲載している。 ・地域の防災研修会等で周知を図るとともに、地域に根ざした一次避難場所を各地区で検討してもらい、地域防災を意識的に考える機会を創出している。	・防災マップを全世帯に配布するとともに、町のホームページに掲載している。 ・各地区座談会で課題提供している。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布し、町のホームページに掲載している。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布している。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布し、町のホームページに掲載している。	・洪水ハザードマップを全世帯に配布し、市のホームページに掲載している。	
避難誘導體制	-	-	-	(地域防災計画に位置付け) ・消防団が自主防災組織等と協力して各分団区域の誘導に当たる。 ・警察官は、避難路を確保するために必要がある場合は、避難道路及び避難場所等の周辺道路の交通規制を行う。	(地域防災計画に位置付け) 次の場合において、避難が困難と認められるときは、消防団員等を配置して誘導する。 ・幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者等の避難。 ・在宅の高齢者、障がい者等の避難。	(地域防災計画に位置付け) ・市は、消防団、自主防災組織及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者の共有や、支援員をあらかじめ明確にするなど避難誘導が迅速に行われるよう特に配慮する。	(地域防災計画に位置付け) ・消防団、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者の避難を優先に住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する体制としている。 ・市職員、消防団員、自主防災組織、民生委員等それぞれが連携・分担しながら、避難場所及び避難対象地域等を巡回し、避難者の確認を行うこととしている。	・避難行動要支援者の避難を優先し、避難者の誘導を消防団、自主防災組織等の協力を得て行う。 ・避難行動要支援者の避難に個別に定め、避難支援計画(個別計画)に基づいて避難支援を行うこととしている。	・市、消防団、自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。	(地域防災計画に位置付け) ・市は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、安全かつ迅速に避難場所に誘導すること。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。	(地域防災計画に位置付け) ・町は、消防団員、自主防災組織、自治振興会、民生委員等が連携して避難誘導に努める。	(地域防災計画に位置付け) ・町職員、消防団員、自主防災組織、自治振興会、民生委員等が連携して避難誘導に努める。	・自力避難困難者の居住状況等に配慮して避難計画を定める。 ・消防団及び自主防災組織等の協力を得て、安全かつ迅速に誘導する。 ・避難行動要支援者の避難にあたっては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用する。 ・幼稚園、小学校、病院、社会福祉施設等の生徒、患者、入所者、在宅の高齢者、障がい者等は消防団員等を配置して避難誘導を行う。	①町は、指定緊急避難所及び指定避難所として指定する施設の管理者その他関係機関等と協議し、避難計画を策定する。 ②学校、病院、社会福祉、事業所、観光施設等多数の者が出入りする施設の管理者は、施設内にいる者の避難を迅速、確実に誘導するため、避難計画を策定し、関係職員等に周知徹底を図る。 ③町は、関係機関と連携し、避難行動要支援者の避難支援のための連絡会議を開催するなど、支援者と緊密な連携が図れるよう支援体制の構築を図る。 ④町職員、警察官、消防団員、自主防災組織等が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	(地域防災計画に位置付け) ①あらかじめ避難行動要支援者、特に自力で避難することが困難な者の居住状況等に配慮して避難計画を定める。 ②消防団及び自主防災組織等の協力を得て、住民を安全かつ迅速に避難場所に誘導する。この場合において、避難行動要支援者の避難を優先する。 ③避難行動要支援者の避難にあたっては、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するよう努める。 ④町職員、警察官、消防団員、自主防災組織等が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。	・町職員、消防団、自主防災会、区長、民生委員と連携して避難誘導にあたる。	【課題2】 ・ハザードマップ等の説明会の参加者が一部の住民に限られるなど、水害リスクに関する情報について、情報伝達が十分に浸透していないおそれがある。 ・自ら積極的に予め防災情報が入手できる方法を周知する必要がある。		

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

①安全な避難行動のための取組

項目	東北地整	気象台	岩手県	盛岡市	花巻市	北上市	遠野市	一関市	八幡平市	奥州市	滝沢市	雫石町	岩手町	紫波町	矢巾町	西和賀町	金ケ崎町	平泉町	課題	
避難勧告等の発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告の発令判断の目安となる洪水予報を盛岡地方気象台と国土交通省岩手河川国道事務所が共同で実施しており、災害発生のおそれがある場合は、岩手河川国道事務所長・北上川ダム統合管理事務所長から関係自治体首長に対して情報伝達(ホットライン)をしている。 ・浸透・侵食に関する「水防団からの情報」に加え、「河川管理者が重点的に監視を行う情報等」により、避難勧告等の発令判断の目安とする。 ・浸透・侵食に関する監視を強化として、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」により避難勧告等の判断基準をわかりやすく設定することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川管理者と共同で、洪水予報を発表し、各防災機関への連絡と報道機関等を通じて住民への周知を行っている。 ・気象警報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値等を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令判断の目安となる、氾濫危険情報を岩手県から関係機関に通知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に避難勧告の発令基準等を明記している。 	<p>【課題3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位や雨量などの情報の取得方法が十分に浸透していないおそれがある。 ・特に夜間時や大雨時は防災行政無線や広報車の放送が届きにくいいため、避難に関する情報が住民に十分に伝達できていないおそれがある。
住民等への情報伝達の体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム放流警報施設を活用した避難情報等の周知及び訓練を実施している。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線(玉山) ・ホームページ ・SNS ・CATV ・ラジオ ・テレビ ・いわてモバイルメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線 ・ホームページ ・SNS ・CATV ・ラジオ ・電話(自主防災組織) ・有線放送 ・いわてモバイルメール ・FAX(要配慮者施設) ・ダム放流設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線 ・ホームページ ・CATV ・ラジオ ・電話 ・SNS ・いわてモバイルメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線 ・ホームページ ・CATV ・CATV告知端末 ・消防団 ・電話 ・SNS ・いわてモバイルメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線 ・ホームページ ・SNS ・ラジオ 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線 ・ホームページ ・SNS ・ラジオ 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線 ・ホームページ ・SNS ・ラジオ ・テレビ ・いわてモバイルメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線 ・ホームページ ・SNS ・ラジオ ・テレビ ・いわてモバイルメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線 ・ホームページ ・SNS ・ラジオ ・テレビ ・いわてモバイルメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線 ・ホームページ ・SNS ・ラジオ ・テレビ ・いわてモバイルメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線 ・ホームページ ・SNS ・ラジオ ・テレビ ・いわてモバイルメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線 ・ホームページ ・SNS ・ラジオ ・テレビ ・いわてモバイルメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線 ・ホームページ ・SNS ・ラジオ ・テレビ ・いわてモバイルメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線 ・ホームページ ・SNS ・ラジオ ・テレビ ・いわてモバイルメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線 ・ホームページ ・SNS ・ラジオ ・テレビ ・いわてモバイルメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・下記手段で情報伝達を行っている。 ・広報車 ・緊急速報メール(エリアメール) ・防災行政無線 ・ホームページ ・SNS ・ラジオ ・テレビ ・いわてモバイルメール 	

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

②地域防災力を維持・継続・強化するための取組

項目	東北地整	気象台	岩手県	盛岡市	花巻市	北上市	遠野市	一関市	八幡平市	奥州市	滝沢市	雫石町	岩手町	紫波町	矢巾町	西和賀町	金ケ崎町	平泉町	課題
住民に対しての水防災意識の強化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座として、地域の自主防災組織等を対象とした水防災に関する説明会を実施している。 ・事務所ホームページにおいて、洪水浸水想定区域や重要水防箇所の公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・例年、出水期前の6月～7月に各市町村防災部局を訪問し、気象庁の新規業務や防災気象情報について説明している他、当庁に対する要望等を伺っている。 	<p>(河川課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページにおいて、水位周知河川の指定状況、洪水浸水想定区域、県水防計画、重要水防箇所図を公表している。 (総合防災室) ・市町村等からの依頼に応じて、岩手県地域防災サポーターを派遣し、洪水災害も含めた防災に関する講演、ワークショップ等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市及び消防署で実施している自主防災組織の訓練の中で、水防に関する内容も行い、住民の水防災意識の醸成を図っている。 ・今回の洪水浸水想定区域の見直しにより、区域の拡大及び浸水深が大きくなる地域においては、コミュニティ単位で説明会を実施し、住民の水防災意識の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座及び自主防災組織等のリーダーを対象とした研修会を実施している。 ・毎年広報で防災に関する特集を組み、災害に対する住民の意識の啓発を図っている。 ・ホームページで洪水ハザードマップを掲載している。 ・ホームページでハザードマップを公開している。 ・えふえむ花巻で防災に関する啓発を随時行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区交流センターごとに地域住民対象にハザードマップ等に関する説明会を実施している。 ・市ホームページに洪水ハザードマップを掲載している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険区域や浸水想定区域を記した防災マップを全戸配布し、住民に自分の地域に起こり得る災害や災害に対する弱さを認識させた。 ・自主防の研修会、市の防災訓練時に危険区域や浸水想定区域を記した行政区ごとのプランニングマップを活用して危険箇所把握、安否確認等における地域の課題を再認識させている。 ・自治会、自主防災組織等を対象とした防火防災講習会で水防災に関する説明を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域で実施している消防・防災セミナーにて、地域の災害特性に応じた講習等を行っている。 ・平成24年度に、各種災害に対する基本的な情報や知識等を記載した「わが家の防災チェックノート」を市内全戸に配布し、市民の防災意識の向上を図っている。 ・毎年実施している一関市水防訓練を平成27年度から市民参加型として実施し、住民に対する水防意識等の啓発を行っている。 ・平成27年度から、「一関市防災指導員(AID)」を養成し、各地域の防災訓練等に派遣する取組を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区毎の水害等危険箇所の把握及び防災上の問題点等の意見を聴取して、今後の水害対応や水防計画等の参考とするため防災懇談会を開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域図を総合支所や地区センターに配置し住民が閲覧できる体制を整備する。 ・早期立退き避難が必要な地域を設定すると共に、地域での説明会等を開催する。 ・ハザードマップの作成と配布により、住民の水防意識を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の防災訓練の実施。 ・市民を対象とした出前講座や自主防災組織の防災訓練の中で職員が説明している。 ・市役所ホームページで防災マップを公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災週間などで大雨による洪水災害及び土砂災害を想定した総合防災訓練を実施。 ・ホームページなどにおいて総合防災マップ等により浸水区域等を公表している。 ・自主防災会へは、災害時活動マニュアルの作成を支援し、災害時の対応を円滑に行えるよう防災訓練や見守り活動の強化に努めてきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座として、自治振興会、自主防災組織を対象に水防について懇談会の開催を始めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の自主防災組織等を対象に水防についての懇談会の開催を始めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要請のある自主防災会に赴き、出前講座を行っている。 ・総合防災訓練で水防に関する部分も取り入れ住民と一緒に訓練を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座として、要望のあった自主防災組織を対象に浸水区域等に関する説明会を実施している。 ・町ホームページに防災マップを掲載し、洪水浸水想定区域や避難所等を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防訓練への自主防災会の参加により防災意識の向上につなげる。 	<p>【課題4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近年大きな被害が無い地域において、住民の水害に対する防災意識が低下しているおそれがある。 ・特に若い世代において、水害に対する防災意識が低下しているおそれがある。 ・水害に対する防災意識の低下に伴い、水害時の自助、共助、公助の連携に懸念がある。
学校教育現場に対しての水防災意識の強化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座として、小中学生への水防災に関する総合学習を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県教育委員会学校防災アドバイザー派遣事業に参画し、小中高の生徒や教員に対し気象災害及び防災気象情報等に関する出前講座を行っている。 	<p>(総合防災室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に大雨・洪水をテーマとした防災教育教材を岩手大学と連携して作成するとともに、本教材が学校現場で効果的に活用されるよう、県教育委員会との共催により、防災教育教材活用研修会を開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市教育委員会へ水防災に関する学習の実施の働きかけや、出前講座の企画等の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年1校または2校の中学校が避難訓練を実施しているが、浸水想定区域の近くに位置する中学校においては洪水を対象とした訓練を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象としたチャレンジ防災スクールを開催し、水防災に関する授業を実施している。 ・防災授業を各小中学校に促し、水防災に関する授業を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の地域のみであるが、「防災教育授業」として、消防職員を小学校に派遣して防災に関する授業を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校と連携した、水防意識強化の取組について検討する。 ・ハザードマップの作成と配布により、住民の水防意識を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座の中で説明している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各学校において特色ある防災に対する取り組みを実施しており、講座等の実施においては講師の調整を町で行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要望があれば、水害区域も記載している防災マップを小中学校の教材として提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では特になし。 	<p>【課題5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害から命を守るためには幼少期からの防災教育が重要であるが、十分に実施できていない。 	

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

③人命と財産を守る水防活動及び排水活動の取組

項目	東北地整	気象台	岩手県	盛岡市	花巻市	北上市	遠野市	一関市	八幡平市	奥州市	滝沢市	雫石町	岩手町	紫波町	矢巾町	西和賀町	金ケ崎町	平泉町	課題
水防団への河川水位等に関する情報提供	・川の防災情報(市町村向け)の専用アドレスを配付し、水位情報を優先的に取得できる体制を構築している。 ・基準観測所の水位により水防警報を発令している。	・各市町防災部局や消防団等に対し、防災気象情報の伝達に係る補助的な経路として、迅速に当該情報が入手できるように防災情報提供システムのユーザーIDを付与している。	・河川管理者が、水防警報河川における水位情報を、市町村等の関係機関に通知している。 ・基準水位超過情報を登録制メールにより配信している。	(水防計画に位置付け) ・災害対策本部から、関係機関及び水防団へ情報伝達を行う。	・水防団待機水位、はん濫注意水位、避難判断水位に達した場合に消防団に連絡する。	(水防計画に位置付け) ・市災害対策本部から関係機関、消防団へ情報伝達を行う。	(水防計画に位置付け) ・災害対策本部、消防団等関係機関と情報共有する体制としている。	(水防計画に位置付け) ・水防警報等の情報は、水防計画に基づいて一関市消防本部から各支所、各消防署、分署、消防団に伝達している。 ・また、河川の水位情報については、一関市消防本部、本庁、各支所、各消防署、分署等で随時確認し、各消防署、分署から消防団へ伝達している。	(水防計画に位置付け) ・水防上必要な気象予報、河川の水位の情報は、水防計画に基づいて、災害警戒(対策)本部から直接消防団幹部へ連絡。	(水防計画に位置付け) ・消防団の方面隊及び分団等において受け持ち区域があり、各担当地域を巡視する体制を取っている。	(水防計画に位置付け) ・土のう袋2,000枚、砂を消防署所、市役所(総合支所)へ保管。土のう作成器3器。	(水防計画に位置付け) ・土のうを各屯所及び役場倉庫にストック。 ・その他土のう袋をはじめ各種資機材を役場倉庫にて保管。							
河川の巡視区間	・出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対するリスクが高い区間の合同巡視を実施。 ・氾濫注意水位を超過した場合、直轄管理区間全川について、河川管理施設及び周辺の状況把握を実施している。(3出張所で班編成) ・異常が発見された場合には、市町村へ連絡する。	-	・出水時に、河川管理施設を点検するため河川巡視を実施。	(水防計画に位置付け) ・国及び県が指定する水防警報河川の区域のうち、重要水防箇所を中心に巡視を行う。	(水防計画に位置付け) ・水防管理者は水防配備体制を敷いたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。	(水防計画に位置付け) ・随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めるとする。	(水防計画に位置付け) ・消防団が管轄する河川を巡視、警戒している。	・各地域の河川については、本庁、各支所の担当課、各消防署、分署、消防団で重要水防箇所や土砂災害危険箇所等の確認を行っている。 ・また、市の洪水危険河川監視計画において、越水危険箇所などの情報の図示を河川毎に行っている。	(水防計画に位置付け) ・市水防計画に定められた、各水防団の受け持ち区間(水防警戒受け持ち区間)があり、出動指令を受けて巡視を実施。	・消防団の方面隊及び分団等において受け持ち区域があり、各担当地域を巡視する体制を取っている。	・土のう袋2,000枚、砂を消防署所、市役所(総合支所)へ保管。土のう作成器3器。	・土のうを各屯所及び役場倉庫にストック。 ・その他土のう袋をはじめ各種資機材を役場倉庫にて保管。							
水防資機材の整備状況	・出張所や防災ステーションに水防資機材を備蓄している。	-	・各水防倉庫に水防機材を備蓄。	・市内4箇所の水防倉庫及び2箇所の土のう備蓄場に、土のう等の資機材を備蓄している。	市内4箇所の水防倉庫及び消防署、分署等に水防器具及び水防資機材を整備。	・市が管理する水防倉庫に坑木100本、土嚢5,000袋、鉄線10kg、鉄製クイ200本、土留鋼板100枚、ビニールシート200枚などを備蓄している。	・県管理の水防倉庫1箇所、市が管理する水防倉庫3箇所に水防器具及び水防資機材を整備している。 ・各町防災資機材倉庫及び消防団所に土のう袋等を整備している。	・市水防計画に基づき、各地域の水防倉庫等に必要の水防資機材を備蓄している。 ・また、河川の急な増水に備え、土嚢をすぐ使えるよう河川周辺の水防倉庫、消防屯所、集会所等に備蓄している。	・土のう袋2,000枚、砂を消防署所、市役所(総合支所)へ保管。土のう作成器3器。	・土のうを各屯所及び役場倉庫にストック。 ・その他土のう袋をはじめ各種資機材を役場倉庫にて保管。	・土のうを各屯所及び役場倉庫にストック。 ・その他土のう袋をはじめ各種資機材を役場倉庫にて保管。	・土のうを各屯所及び役場倉庫にストック。 ・その他土のう袋をはじめ各種資機材を役場倉庫にて保管。	・土のうを各屯所及び役場倉庫にストック。 ・その他土のう袋をはじめ各種資機材を役場倉庫にて保管。	・土のうを各屯所及び役場倉庫にストック。 ・その他土のう袋をはじめ各種資機材を役場倉庫にて保管。	・土のうを各屯所及び役場倉庫にストック。 ・その他土のう袋をはじめ各種資機材を役場倉庫にて保管。	・土のうを各屯所及び役場倉庫にストック。 ・その他土のう袋をはじめ各種資機材を役場倉庫にて保管。	・土のうを各屯所及び役場倉庫にストック。 ・その他土のう袋をはじめ各種資機材を役場倉庫にて保管。	・土のうを各屯所及び役場倉庫にストック。 ・その他土のう袋をはじめ各種資機材を役場倉庫にて保管。	・土のうを各屯所及び役場倉庫にストック。 ・その他土のう袋をはじめ各種資機材を役場倉庫にて保管。

【課題6】
・水防団員の減少や高齢化等により、地域の水害リスクの情報の共有や水防技術が伝承されないおそれがある。
【課題7】
・水防活動の実績が無い場合、水防資機材の更新漏れや不足が生じてしまうおそれがある。
・大規模水害時には、水防資機材が不足するおそれがある。
・特に夜間時の水防団員の安全の確保に懸念がある。

現状の水害リスク情報や取組状況の共有

③人命と財産を守る水防活動及び排水活動の取組

項目	東北地整	気象台	岩手県	盛岡市	花巻市	北上市	遠野市	一関市	八幡平市	奥州市	滝沢市	雫石町	岩手町	紫波町	矢巾町	西和賀町	金ヶ崎町	平泉町	課題
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	-	-	岩手県災害時業務継続計画(本庁舎版)において、県庁舎の使用が不可能となった場合の災害対策本部機能は、「盛岡地区合同庁舎」、「エスポワール岩手」、「アイーナ」のいずれかに設置することとしている。	(地域防災計画に位置付け) ・災害対策本部は、盛岡市役所別館4階に設置する(洪水浸水想定区域内)。ただし、盛岡市役所別館が重大な被害を受けた場合は、盛岡市役所都南分庁舎4階に設置する。	・災害対策本部は本庁舎に設置し、本庁舎が使用不能の場合は消防本部、もしくは総合支所に設置。	・特に定めていない。(対象施設無し)	・特に定めていない。(対象施設無し)	・水防法第15条第1項第4号に基づく要配慮者利用施設及び洪水予報等の伝達システムを地域防災計画に定め、情報伝達を行っている。 ・また、水防法第15条の3に定めのある、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しているのは現在のところ対象施設のうち1施設に留まっていることから、今後、各施設へ計画の作成を呼びかけていく必要がある。	・特に定めていない。(対象施設無し)	・特に定めていない。(対象施設無し)	・特に定めていない。(対象施設無し)	(地域防災計画に位置付け) ・地域防災計画において、災害対策本部は、雫石町役場内会議室等に設置するが、重大な被害を受けた場合等は雫石町営体育館に設置している。 ・町立病院施設は、現状では被害を受ける想定はされていない。	・特に定めていない。(対象施設無し)	・特に定めていない。(対象施設無し)	・地域防災計画に役場庁舎が被災した場合は防災拠点としている盛岡南消防署矢巾分署を災害対策本部とする。災害拠点病院は特に定めていない。	・特に定めていない。	・特に定めていない。(対象施設無し)	(地域防災計画に位置付け) ・庁舎が使用できない場合は、一関西消防署平泉分署を使用することを地域防災計画で規定。	【課題8】 ・排水機場、水門・樋管等の迅速・確実な操作に懸念がある。 ・排水施設等に関する情報が関係者間で共有されていない。 ・大規模水害時には、防災拠点施設や排水施設等が浸水し、機能が低下、停止する懸念がある。
排水施設、排水資機材の操作・運用	-	-	・施設に係る市町村との管理協定および操作に係る委託契約を締結。 ・操作規則の策定。	・ダム及び水門等の管理者は、常に当該施設が十分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防活動時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努める。 ・また、浸水が発生した場合には、市保有の水中ポンプ等により排水活動を行う。	・洪水時には花巻市管理施設である高田排水ポンプ場を稼働し、内水排除している。 ・洪水時には里川口排水樋管水門部において、水中ポンプ搬入により内水排除している。ポンプは業者から借り、洪水が予想される場合、前日に連絡して洪水時に出动していただく。	・市内には樋門(9ヶ所)や排水ポンプ(7ヶ所)があり、各施設の操作規則、操作規定等に基づく。	・排水ポンプを配置(遠野市下組町 愛宕)。	・水害時、内水排水施設の稼働や排水ポンプ車の要請を国土交通省に要請しているほか、市の洪水危険河川の監視計画に基づいて、県から委託を受けている各水門、樋門等の操作及び業者に委託している排水施設等の運用を適時に行うこととしている。	・施設、資機材なし。	・特になし。	・施設、資機材なし。	・排水ポンプ設置(御明神下川原ガード下)。 ・排水資機材としては、ポンプ車や可搬ポンプなどを活用。	・施設、資機材なし。	・町内に排水ポンプ(2ヶ所)があり、各施設の操作規則、操作規定等に基づく。	・水害時、内水排水施設の稼働や排水ポンプ車の要請を国土交通省に要請している。また、町内に排水ポンプ(7ヶ所)があり、各施設の操作規則、操作規定等に基づいた運用を行っている。	・施設、資機材なし。	・施設、資機材なし。	・特になし。(国土交通省管理の平泉排水機場が町内にあり。)	・大規模水害時には、防災拠点施設や排水施設等が浸水し、機能が低下、停止する懸念がある。

○概ね5年で実施する取組

別紙-2

具体的取組	課題の対応	目標時期	東北地整	盛岡地方気象台	岩手県	盛岡市	花巻市	北上市	遠野市	一関市	八幡平市	奥州市	滝沢市	栗石町	岩手町	紫波町	矢巾町	西和賀町	金ヶ崎町	平泉町
1)ハード対策の主な取組																				
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策																				
<北上川> ・堤防整備 ・河道掘削 ・堤防の浸透・パイピング対策 ・侵食・洗掘対策	課題1	H28年度からH32年度	○																	
■危機管理型ハード対策																				
<北上川> ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	課題1	H28年度からH32年度	○																	
<雫石川> ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	課題1	H28年度からH32年度	○																	
<和賀川> ・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	課題1	H28年度からH32年度	○																	
■河川管理施設の治水機能を正常に保ち、有効に活用する取組																				
<北上川水系> ・河川、ダム等の適切な維持管理 ・ダムの効果的な操作	課題1	継続実施	◎		◎															
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																				
雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備の強化 (簡易水位計・CCTV等増設、XRAINの活用等)	課題3	継続実施	◎		○															
住民への情報伝達体制の充実(防災行政無線戸別受信機、防災ラジオの配布等)	課題3	継続実施				○	◎	-	-	-	○	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	◎
水防活動を支援するための水防資機材等の配備・強化	課題7	継続実施				◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎
浸水域における防災拠点施設や排水機場等の耐水性の確保・耐水化	課題8	継続実施	◎		-	-	○			-		◎				○			○	○

2)ソフト対策の主な取組

①安全な避難行動のための取組

○水害リスクに関する情報提供等の充実																				
・想定最大規模降雨による水害リスクの公表(浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域)	課題2	H28年度から順次実施	◎		○															
・想定最大規模降雨による水害リスクや避難に関する情報の住民周知(ハザードマップの作成、防災情報入手のサポート等)	課題2	H28年度から順次実施				○	○	◎		○		◎			○	○			○	○
・洪水痕跡の保全や市街地での洪水に関する各種情報の表示	課題2	継続実施				-	-	-	◎	◎	○	◎	-	-	-	○	-	○	-	○
・水位周知河川の追加指定	課題2	H28年度から順次実施			○															
○住民自らが避難行動するために必要な情報提供の充実																				
・ブッシュ型の洪水に関する各種情報発信(洪水予報、水位情報、避難情報等)	課題3	H29年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・近年の局地化・集中化・激甚化する雨の降り方に対応した防災気象情報の提供	課題3	H29年度から順次実施		○																

②地域防災力を維持・継続・強化するための取組

○PDCAサイクルを取り入れた自助・共助・公助の連携																					
・実行力のあるタイムラインへの改善や防災対策の見直し	課題4	H28年度から順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
・避難勧告に着目した住民参加の実践的な訓練の実施	課題4	継続実施	○	○	○	-	○	◎	○	◎	○	-	○	◎	○	○	○	○	○	○	
・要配慮者利用施設等の避難計画の作成及び訓練の実施・促進	課題4	継続実施				○	○	○	○	◎	○	-	-	◎	○	○	○	○	-	○	
・隣接市町村間の情報共有・連携	課題4	H28年度から順次実施				-	-	-	-	-	○	-	○	-	-	○	○	○	-	○	
○正しい知識の周知・定着																					
・自主防災組織や地域住民を対象とした、水害リスクや防災に関する知識の普及(説明会、出前講座の実施等)	課題4	継続実施	◎	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	○
・教育関係者と連携した防災に関する知識習得の強化(防災・河川環境教育の実施等)	課題5	継続実施	◎	○	○	○	◎	○	◎	◎	○	-	○	◎	○	○	○	○	○	○	

③人命と財産を守る水防活動及び排水活動の取組

水防団や地域住民への、洪水に対するリスクが高い箇所の確実な伝達(重要水防箇所合同巡視、共同点検等)	課題6	継続実施	◎	○	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	○	◎	-	○	○	○	◎	◎
水防体制の確保、強化を図る継続的な取組と新たな手法の導入 (水防団等の募集・指定の促進、地域の事業者による水防実施体制の検討・構築等)	課題6	継続実施				◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎
よりの確かな水防活動に資するための情報の積極的な提供 (水防団等及び水防団等同士の連絡体制の再確認、排水機場・樋門・水門等の情報共有等)	課題6,8	継続実施	○		○	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	-	◎
関係機関が連携した一体的な実働訓練の実施(水防訓練、操作訓練、排水訓練)	課題6,8	継続実施	◎	○	○	◎	◎	◎	○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	○	○	◎	◎
関係機関が有する水防資機材の情報共有	課題7	H28年度から順次実施	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
災害対策機械の機動的かつ広域的な運用	課題9	継続実施	◎																		

◎:実施中、○:今後実施・検討、-:未定